

各社会福祉施設等管理者 様

福 山 市 長
(保 健 福 祉 局)
[公 印 省 略]

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について (通知)

みだしのことについて、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知)4に定める、社会福祉施設等所管課、保健所への報告に係る手順及び様式は、次のとおりとなりますのでよろしくお願いいたします。

報告に係る手順については、別添(1)「発生状況について(第1報)」に基づき、電話にて連絡のうえ、別添(2)「発生状況の内容について(第2報)」をFAX等にて送付してください。なお、報告様式の控えは、各施設において保管してください。

また、児童関係施設については、様式の別添(1)を別添(3)、別添(2)を別添(4)に読替えて対応してください。

1. 社会福祉施設等所管課

関 係 施 設 等	所 管 課 先	土 日 祝 日 夜 間 等
介 福 施 護 社 ・ 設 老 関 人 係 等	養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 老人福祉センター, 有料老人ホーム, サービス付き高齢者向け住宅, 生活支援ハウス (指定特定施設を除く。)	TEL 921-2130 市役所警備員室に 連絡し, 警備員から 所管課に連絡
	高 齢 者 支 援 課 TEL928-1064・FAX928-7811	
	介 護 保 険 課 TEL928-1166・FAX928-1732	
児 童 関 係 施 設	児 童 部 庶 務 課 TEL928-1047・FAX922-0846	
母 子 関 係 施 設	子 育 て 支 援 課 TEL928-1053・FAX922-0846	
障 施 が 設 い 設 関 係 等	指 定 障 害 者 支 援 施 設 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 (指 定 居 宅 介 護 事 業 所 及 び 指 定 相 談 支 援 事 業 所 を 除 く。)	障 が い 福 祉 課 TEL928-1261・FAX928-1730

※上記施設中、複数の施設を併設している場合は、どちらか一方の所管課への報告のみとする。

ただし、関係課への報告は後日行うこと。なお、県所管の施設にあっては、市への報告に併せて県への報告も行うこと。

2. 保健所

福山市保健所	保 健 所 保 健 予 防 課 TEL928-1127・FAX921-6012	同 上
--------	--	-----

報 告 基 準

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日付け健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号厚生労働省健康局長，医薬食品局長，雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長及び老健局長連名通知）」による。